

平塚市災害見舞金等支給制度のご案内

平塚市では災害により、死亡した市民の遺族へ弔慰金を、負傷した市民へ傷害見舞金を、住家やその他の建物に被害を受けた世帯主等へ損害見舞金を支給します。

災害弔慰金

【対象】災害により死亡した市民(死亡当時、平塚市に住民票があり、実際に居住していた方)のご遺族の方

死亡者	金額
生計中心者	750,000円
その他	500,000円

災害傷害見舞金

【対象】災害により負傷し、3週間以上入院した市民(負傷当時、平塚市に住民票があり、実際に居住していた方)

区分	金額
負傷された方1名につき	50,000円

負傷の程度については医師の判断に基づきます。

負傷により見舞金を受け取り、その後その負傷により死亡した場合は、既に支給を受けた見舞金の額を差し引いた額を弔慰金として支給します。

災害損害見舞金

【対象】

住家:災害により現に使用している建物に被害を受けた世帯主(世帯の生計を主として維持している方)の方(被害を受けた時に、平塚市に住民票があり、かつ実際に居住していた方)

その他の建物:災害により本市内にある建物(店舗、工場、事務所等)に被害を受けた個人事業主の方

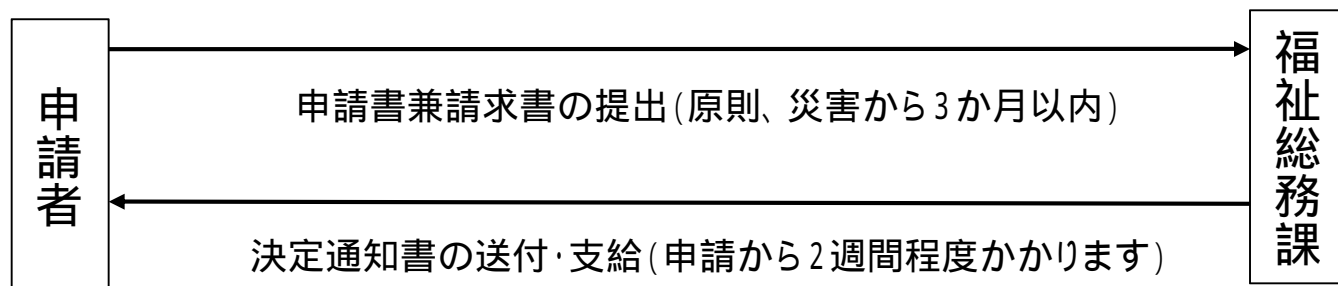
被害の程度は、火災・消火損害については消防署、自然災害については固定資産税課等の判断に基づきます。

同一の災害につき、同じ請求者に対して、複数の災害損害見舞金の支給はできません。

区分		金額	
全焼又は全壊	住家	1人世帯 2人以上世帯	50,000円 80,000円
	住家以外		30,000円
半焼又は半壊	住家	1人世帯 2人以上世帯	30,000円 50,000円
	住家以外		20,000円
消火損害、床上浸水又は床上以上の土砂等のたい積	住家	1人世帯 2人以上世帯	20,000円 30,000円
	住家以外		20,000円

のお手続きについて

平塚市役所福祉総務課(130番窓口)で申請書兼請求書の配布を行っているほか、ホームページからダウンロードすることも可能です。提出は、福祉総務課へ直接お願いします。



申請時必要書類等

- (1) 災害見舞金等支給申請書兼請求書
- (2) 被災証明書
- (3) 本人確認証(運転免許証、保険証、個人番号カード等)
- (4) 委任状(手続き自体を別の方が行う場合や申請者と振込口座の名義が違う場合は、必要となります)
- (5) 弔慰金を申請する場合は、災害による死亡であることが確認できる書類
- (6) 傷害見舞金を申請する場合は、医師の診断書等

問い合わせ先

詳しくは、以下へお問い合わせください。

〒254-8686 平塚市浅間町9-1 本館1階
 平塚市役所福祉部福祉総務課福祉総務担当 130番窓口
 0463-23-1111 内線2148、2217